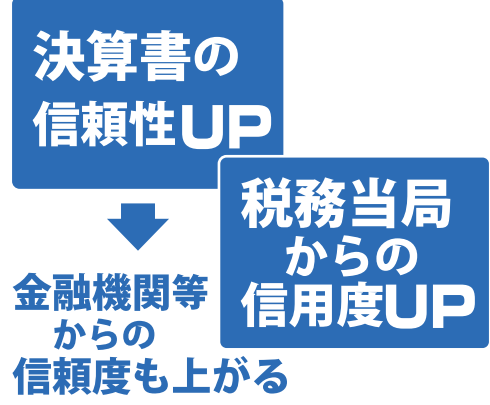
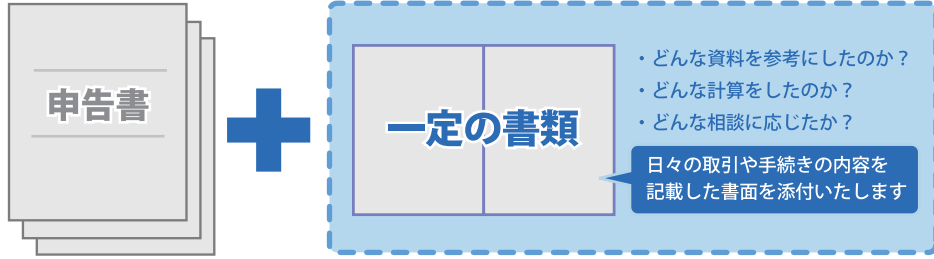


ご存知ですか？

書面添付制度

書面添付制度で
税務調査
安心対策
のご案内

書面添付制度とは、税理士が一定の書面を作成し、これを申告書に添付して提出する制度です。



書面添付制度で

税務調査の安心対策！

書面添付制度を導入していると、税務当局が税務調査を行おうとする場合、納税者への通知前に、あらかじめ税務代理を行う税理士に意見を述べる機会を与えられなくなります。また、会計処理の透明度が増し、信頼アップにつながります。場合によっては、会計事務所への確認だけで税務調査が完了することもあります。

- ※ 書面添付制度の導入には月々の料金が発生します。
- ※ 書面作成のため通常より訪問時間が長くなることもあります。

★こんな方におすすめ★

税務調査に対応する時間の確保が難しい。^{時間がない}

税務調査に対応する時間を短縮したい。

もしも税務調査が必要な場合でも・・・ 事前に調査内容の連絡がある

書面添付制度のおかげで
調査が簡易になることも
つまり・・・



税務調査への
対応にも安心な
仕組みです。

北野会計事務所

〒540-0012 大阪府中央区谷町 2-8-1 大手前M2ビル7F
TEL:06-6944-7277 FAX:06-6945-9498